

ウェブサイト等における情報提供に関する 移動等円滑化整備ガイドライン改訂案

・1. 改訂理由

令和6年3月に開催した「第11回移動等円滑化評価会議」においてとりまとめた「当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する最終とりまとめ」の中で、速やかに取り組む課題とされたことを受け、「ウェブサイトにおける情報提供に関するワーキンググループ(以下「WG」という。)」を設置した。

同WGにおいて公共交通事業者のウェブサイトにおける情報提供のあり方について検討を行い、その内容をガイドラインに反映させることで、現行ガイドラインの内容充実化を図るべく、ガイドラインの改訂を行うもの。

・2. 改訂案

別紙3－1 参照

※別紙3－1では、ガイドライン「第5部1. ①ウェブサイト等による情報提供」の項目のうち、改訂となる項目のみ抜粋して記載している。

・3. (ご参考)前回の検討会で頂いたご意見等

別紙3－2 参照

第5部 情報提供のアクセシビリティ確保に向けたガイドライン

1. ウェブアクセシビリティについて

①ウェブサイト等による情報提供

考え方	障害者等にとって、円滑に旅客施設を利用するためにエレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、受けられるサービスの内容等について、ウェブサイト等により事前に情報を収集することが重要となる。 ウェブサイトについては、文字の大きさ、色使い、コントラスト等の見やすさや、画像、映像、音声情報などを活用した情報の把握のしやすさ、操作のしやすさ等に配慮するとともに、サイト全体としての使いやすさを考慮した構成を検討する必要がある。加えて、障害者や高齢者等を含めた誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用出来るようにするため、ウェブアクセシビリティについての対応も重要となる。 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）では、公的機関はウェブアクセシビリティに関する日本産業規格である JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠することが求められている。そのため、公共交通事業者等のウェブサイトにおいても、レベル「AA」に準拠することを基本とする。また、レベル「AAA」についても、公共交通事業者等として対応が必要であると考えられる項目については取り組むことが望ましい。 なお、アクセシビリティの確保はウェブコンテンツ全般について求められるものである。公共交通事業者等はウェブアクセシビリティ確保の目標と計画を定め、確実に取り組むことが必要である。また、ガイドラインの趣旨は、各項目の基準に準拠することが目的ではなく、技術上の問題等で記載内容の通りに対応できないものについては、代替手段を検討し利用者の目的を達成することが重要である。 <u>また、本ガイドライン作成時点では国際的な標準である WCAG 2.0 を基に制定された JIS X 8341-3:2016 が対象となっているが、ISO/IEC 40500 を WCAG 2.2 相当に改訂する手続きが進められており、2026 年 4 月以降を目処に JIS X 8341-3 についても一致する内容に改正が見込まれていることから、JIS X 8341-3 改正版への準拠のための準備とあわせて、WCAG 2.2 への対応を順次進めておくことが望ましい。</u>
-----	--

ガイドライン		
	◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
アクセシビリティ	○障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、JIS X 8341-3:2016 に基づき、ウェブアクセシビリティを確保する。 <u>○ウェブサイト内で PDF ファイルを用いる場合には、画像や文書をスキャンした PDF ではなく、文字情報を含む PDF ファイルを作成した上でアクセシビリティを確保する。複雑なレイアウト・構成の文書など、PDF のアクセシビリティ確保が困難な場合にはアクセシブルな HTML 版を提供する</u> <u>◇バリアフリー情報はテキスト情報でも提供することが望ましい。</u>	参考 5-1-1 <u>参考 5-1-3</u> <u>参考 5-1-4</u>

		<u>◇WCAG 2.1 及び 2.2 で新たに追加された達成基準についても、その内容に基づきアクセシビリティを確保することが望ましい。</u>	参考 5-1-2
	<u>バリアフリー情報へのアクセス性</u>	<u>○トップページには、バリアフリー情報ページへのリンクを貼り付け、バリアフリー情報へアクセスしやすくする。</u> <u>◇バリアフリー情報ページへのリンクには、障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）等を掲示するなど、わかりやすく表示することが望ましい。</u> <u>◇バリアフリー情報のページは情報の内容を集約し、表を用いた構造化やレイアウトの統一を図ると共に、画面スクロールを減らすなどの配慮をすることが望ましい。</u> <u>◇スクロール量の多い画面とする場合には、目次やページトップボタン、メニューボタンなどを配置するとともに、重要な情報はページ上部のスクロールせずに表示される範囲に配置するなどの配慮をすることが望ましい。</u>	
<u>旅客施設に関するバリアフリー情報</u>	<u>構内図</u>	<u>◇コントラスト比/線種などの配慮や、簡略図の使用、テキストを用いた代替コンテンツを提供することが望ましい。</u> <u>◇移動等円滑化のための主要な設備及び出入口、改札、階段等の配置や移動等円滑化された経路について記載することが望ましい。</u> <u>○構内図に用いる標識（ピクトグラム）は JISZ8210 に適合させる。</u> <u>◇情報が輻輳しないよう視認性に配慮することが望ましい。</u> <u>◇やむを得ず情報が輻輳する場合には、目的別（路線別、施設別（出入口、便所等）等）の構内図やインタラクティブマップを作成する等の配慮をし、視認性を確保することが望ましい。</u>	参考 5-1-5
	<u>トイレ</u>	<u>○バリアフリースイールの設置場所や大きさ、備えている機能について情報提供する。</u>	
	<u>エレベーター</u>	<u>○エレベーターの設置場所や車椅子対応の有無について情報提供する。</u>	
	<u>その他</u>	<u>◇情報提供することが望ましい内容の例</u> <u>・移動等円滑化された経路</u> <u>・ホームドアの有無</u> <u>・乗降場、車両及び昇降設備等との位置関係</u> <u>・乗降場と車両床面との段差・隙間の状況</u> <u>・施設・設備が無人となる、又は利用できない時間帯</u> <u>・インターホン等の係員連絡装置の設置状況及び設置場所</u> <u>・リアルタイム情報（運行情報、工事・点検予定情報等）</u>	
	<u>車両等に関するバリアフリー情報</u>	<u>◇車両の車椅子スペースやトイレの設置位置について情報提供することが望ましい。</u>	
	<u>他の事業者等との連携</u>	<u>◇他の事業者との乗継ぎ施設である場合には、それぞれの施設情報へのリンクを設けるなど、他の事業者のバリアフリー情報にもアクセスしやすくすることが望ましい。</u>	

<u>その他</u>	<u>◇バリアフリー情報と広告情報を区別することが望ましい。</u> <u>◇利用に関する問い合わせ先をバリアフリー情報のページから</u> <u>アクセスしやすい位置に掲示することが望ましい。</u> <u>◇スマートフォン／タブレット向けアプリケーションについて</u> <u>もアクセシビリティ対応が行われることが望ましい。</u>	<u>参考 5-1-6</u>
------------	---	-----------------

参考 5-1-1 : JIS X 8341-3:2016 達成基準

注) 以下の表は JIS X 8341-3 を参考に国土交通省で作成したものである。

項目	内容	レベル
1 知覚可能な原則	情報及びユーザインターフェースコンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならない。	-
1.1 代替テキストのガイドライン	全ての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの利用者が必要とする形式に変換できるように、代替テキストを提供する。	-
1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準	利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。ただし次の場合は除く。 a) コントロール及び入力 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前を提供している。 b) 時間依存メディア 非テキストコンテンツが、時間に依存したメディアであるとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 c) テスト 非テキストコンテンツが、テキストで提示されると無効になるテスト又は演習のとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 d) 感覚的 非テキストコンテンツが、特定の感覚的体験を創り出すことを主に意図しているとき、代替テキストは、少なくともその非テキストコンテンツを識別できる説明を提供している。 e) CAPTCHA 非テキストコンテンツが、コンピュータではなく人間がコンテンツにアクセスしていることを確認する目的で用いられているとき、代替テキストは、その非テキストコンテンツの目的を特定し、説明して、かつ、他の感覚による知覚に対応して出力するCAPTCHAの代替形式を提供することで、様々な障害に対応している。 f) 装飾、整形及び非表示 非テキストコンテンツが、純粋な装飾である場合、見た目の整形のためだけに用いられている場合、又は利用者に提供されるものではない場合、その非テキストコンテンツは、支援技術によって無視されるように実装されている。	A
1.2 時間依存メディアのガイドライン	時間依存メディアには代替コンテンツを提供する。	-
1.2.1 音声及び映像（収録済み）の達成基準	収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアは、次の事項を満たしている。ただし、その音声又は映像がメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。 a) 収録済みの音声しか含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツによって、収録済みの音声しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。 b) 収録済みの映像しか含まない場合 時間依存メディアに対する代替コンテンツ又は音声トラックによって、収録済みの映像しか含まないコンテンツと同等の情報を提供している。	A
1.2.2 キャプション（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。	A
1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている収録済みの映像コンテンツに対して、時間依存メディアに対する代替又は音声解説が提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。	A
1.2.4 キャプション（ライブ）の達成基準	同期したメディアに含まれている全てのライブの音声コンテンツに対して、キャプションが提供されている。	AA
1.2.5 音声解説（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの映像コンテンツに対して、音声解説が提供されている。	AA
1.2.6 手話（収録済み）の達成基準	同期したメディアに含まれている全ての収録済みの音声コンテンツに対して、手話通訳が提供されている。	AAA
1.2.7 拡張音声解説（収録済み）の達成基準	前景音声の合間の時間が、音声解説で映像の意味を伝達するのに不十分な場合、同期したメディアに含まれている全ての収録済みの映像コンテンツに対して、拡張音声解説が提供されている。	AAA
1.2.8 メディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準	全ての収録済みの同期したメディア及び全ての収録済みの映像しか含まないメディアに対して、時間依存メディアに対する代替コンテンツが提供されている。	AAA
1.2.9 音声だけ（ライブ）の達成基準	ライブの音声しか含まないコンテンツに対して、それと同等の情報を提示する、時間依存メディアの代替コンテンツが提供されている。	AAA
1.3 適応可能なガイドライン	情報、および構造を損なうことなく、様々な方法（例えば、よりシンプルなレイアウト）で提供できるようにコンテンツを制作する。	-
1.3.1 情報及び関係性の達成基準	何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。	A
1.3.2 意味のある順序の達成基準	コンテンツが提示されている順序が意味に影響を及ぼす場合には、正しく読む順序はプログラムによる解釈が可能である。	A
1.3.3 感覚的な特徴の達成基準	コンテンツを理解し操作するための説明は、形、大きさ、視覚的な位置、方向、又は音のような、構成要素がもつ感覚的な特徴だけに依存していない。	A

項目	内容	レベル
1.4 判別可能のガイドライン	コンテンツを、利用者にとって見やすく、聞きやすいものにする。これには、前景と背景とを区別することも含む。	-
1.4.1 色の使用の達成基準	色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になっていない。	A
1.4.2 音声の制御の達成基準	ウェブページ上にある音声自動的再生され、3秒より長く続く場合、その音声を一時停止若しくは停止するメカニズム、又はシステム全体の音量レベルに影響を与えずに音量レベルを調整できるメカニズムが利用できる。	A
1.4.3 コントラスト(最低レベル)の達成基準	テキスト及び文字画像の視覚的表示には、少なくとも4.5:1のコントラスト比がある。ただし、次の場合は除く。 a) 大きな文字 サイズの大きなテキスト及びサイズの大きな文字画像には、少なくとも3:1のコントラスト比がある。 b) 附随的 テキスト又は文字画像において、次の場合はコントラストの要件はない。アクティブではないユーザインタフェースコンポーネントの一部である、純粋な装飾である、誰も視覚的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部である。 c) ロゴタイプ ロゴ又はブランド名の一部である文字には、最低限のコントラストの要件はない。	AA
1.4.4 テキストのサイズ変更の達成基準	キャプション及び文字画像を除き、テキストは、コンテンツ又は機能を損なうことなく、支援技術なしで200%までサイズ変更できる。	AA
1.4.5 文字画像の達成基準	使用している技術で意図した視覚的提示が可能である場合、文字画像ではなくテキストが情報伝達に用いられている。ただし、次に挙げる場合を除く。 a) カスタマイズ可能 文字画像は、利用者の要求に応じた視覚的なカスタマイズができる。 b) 必要不可欠 テキストの特定の表現が、伝えようとする情報にとって必要不可欠である。	AA
1.4.6 コントラスト(高度レベル)の達成基準	テキスト及び文字画像の視覚的表示には、少なくとも7:1のコントラスト比がある。ただし、次の場合は除く。 a) 大きな文字 サイズの大きなテキスト及びサイズの大きな文字画像には、少なくとも4.5:1のコントラスト比がある。 b) 附随的 テキスト又は文字画像において、次の場合はコントラストの要件はない。アクティブではないユーザインタフェースコンポーネントの一部である、純粋な装飾である、誰も視覚的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部である。 c) ロゴタイプ ロゴ又はブランド名の一部である文字には、最低限のコントラストの要件はない。	AAA
1.4.7 小さな背景音、又は背景音なしの達成基準	収録済みの音声しか含まないコンテンツで、(1)前景に主として発話を含み、(2)音声CAPTCHA又は音声ロゴではなく、かつ、(3)例えば、歌、ラップなどのように、主として音楽表現を意図した発声ではないものについては、次に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) 背景音なし 音声は背景音を含まない。 b) 消音 背景音を消すことができる。 c) 20デシベル 背景音は、前景にある発話のコンテンツより少なくとも20デシベルは低い。ただし、継続時間が2秒以内で発生頻度が低い背景音は除く。	AAA
1.4.8 視覚的提示の達成基準	テキストブロックの視覚的提示において、次を実現するメカニズムが利用できる。 a) 利用者が、前景色と背景色とを選択できる。 b) 幅が80字を超えない(全角文字の場合は、40字)。 c) テキストが、均等割付けされていない[両端そろ(揃)えではない。]。 d) 段落中の行送りは、少なくとも1.5文字分である。そして、段落の間隔は、その行送りの少なくとも1.5倍以上ある。 e) テキストは、支援技術なしで200%までサイズ変更でき、利用者が全画面表示にしたウィンドウで1行のテキストを読むときに横スクロールする必要がない。	AAA
1.4.9 文字画像(例外なし)の達成基準	文字画像は、純粋な装飾に用いられているか、又はテキストの特定の表現が伝えようとする情報にとって必要不可欠である場合に用いられている。	AAA
2 操作可能の原則	ユーザインタフェースコンポーネント及びナビゲーションは、操作可能でなければならない。	-
2.1 キーボード操作可能のガイドライン	全ての機能をキーボードから利用できるようにする。	-
2.1.1 キーボードの達成基準	コンテンツの全ての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく、キーボードインターフェースを通じて操作可能である。ただし、その根本的な機能が利用者の動作による始点から終点まで続く一連の軌跡に依存して実現されている場合は除く。	A
2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準	キーボードインターフェースを用いてキーボードフォーカスをそのウェブページのあるコンポーネントに移動できる場合、キーボードインターフェースだけを用いてそのコンポーネントからフォーカスを外すことが可能である。さらに、装飾キーを伴わない矢印キー、Tabキー、又はフォーカスを外すその他の標準的な方法でフォーカスを外せない場合は、フォーカスを外す方法が利用者に通知される。	A
2.1.3 キーボード(例外なし)の達成基準	コンテンツの全ての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく、キーボードインターフェースを通じて操作可能である。	AAA

項目	内容	レベル
2.2 十分な時間のガイドライン	利用者がコンテンツを読み、かつ、使用するために十分な時間を提供する。	-
2.2.1 タイミング調整可能な達成基準	コンテンツに制限時間を設定する場合は、次々に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) 解除 制限時間があるコンテンツを利用する前に、利用者がその制限時間を解除することができる。 b) 調節 制限時間があるコンテンツを利用する前に、利用者が少なくともデフォルト設定の10倍を超える、大幅な制限時間の調整をすることができる。 c) 延長 時間切れになる前に利用者に警告し、かつ、少なくとも20秒間の猶予をもって、例えば”スペースキーを押す”等の簡単な操作によって、利用者が制限時間を少なくとも10倍以上延長することができる。 d) リアルタイムの例外 リアルタイムのイベント(例えば、オークション)において制限時間が必須の要素で、その制限時間に代わる手段が存在しない。 e) 必要不可欠な例外 制限時間が必要不可欠なもので、制限時間を延長することがコンテンツの動作を無効にすることになる。 f) 20時間の例外 制限時間が20時間よりも長い。	A
2.2.2 一時停止、停止及び非表示の達成基準	動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する情報は、次の全ての事項を満たしている。 a) 動き、点滅又はスクロール 動きのある、点滅している、又はスクロールしている情報が、(1)自動的に開始し、(2)5秒よりも長く継続し、かつ、(3)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれらを一時停止、停止、又は非表示にすることのできるメカニズムがある。ただし、その動き、点滅、又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合は除く。 b) 自動更新 自動更新する情報が、(1)自動的に開始し、かつ、(2)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれぞれ一時停止、停止、若しくは非表示にする、又はその更新頻度を調整することのできるメカニズムがある。ただし、その自動更新が必要不可欠な動作の一部である場合は除く。	A
2.2.3 タイミング非依存の達成基準	タイミングは、コンテンツによって提示されるイベント又は動作の必要不可欠な部分ではない。ただし、インタラクティブではない同期したメディア及びリアルタイムのイベントは除く。	AAA
2.2.4 割込みの達成基準	割込みは、利用者が延期、又は制御することができる。ただし、緊急を要する割込みは除く。	AAA
2.2.5 再認証の達成基準	認証済みのセッションが切れた場合は、再認証後もデータを失うことなく利用者が操作を継続できる。	AAA
2.3 発作の防止のガイドライン	発作を引き起こすようなコンテンツを設計しない。	-
2.3.1 3回のせん(閃)光、又はしきい(閾)値以下の達成基準	ウェブページには、どの1秒間においても3回を超えるせん(閃)光を放つものがない、又はせん(閃)光が一般せん(閃)光しきい(閾)値及び赤色せん(閃)光しきい(閾)値を下回っている。	A
2.3.2 3回のせん(閃)光の達成基準	ウェブページには、どの1秒間においても3回を超えるせん(閃)光を放つものがない。	AAA
2.4 ナビゲーション可能なガイドライン	利用者がナビゲートしたり、コンテンツを探し出したり、現在位置を確認したりすることを手助けする手段を提供する。	-
2.4.1 ブロッックスキップの達成基準	複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる。	A
2.4.2 ページタイトルの達成基準	ウェブページには、主題又は目的を説明したタイトルがある。	A
2.4.3 フォーカス順序の達成基準	ウェブページが順を追ってナビゲートできて、そのナビゲーション順が意味又は操作に影響を及ぼす場合、フォーカス可能なコンポーネントは、意味及び操作性を損なわない順序でフォーカスを受け取る。	A
2.4.4 リンクの目的(コンテキスト内)の達成基準	それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で判断できるか、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストとから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとってあいまいな場合は除く。	A
2.4.5 複数の手段の達成基準	ウェブページ一式の中で、あるウェブページを見つける複数の手段が利用できる。ただし、ウェブページが一連のプロセスの中の1ステップ又は結果である場合は除く。	AA
2.4.6 見出し及びラベルの達成基準	見出し及びラベルは、主題又は目的を説明している。	AA
2.4.7 フォーカスの可視化の達成基準	キーボード操作が可能なあらゆるユーザインタフェースには、フォーカスインジケータが見える操作モードがある。	AA
2.4.8 現在位置の達成基準	ウェブページ一式の中での利用者の位置に関する情報が利用できる。	AAA
2.4.9 リンクの目的(リンクだけ)の達成基準	それぞれのリンクの目的を、リンクのテキスト単独で特定できるメカニズムが利用できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとってあいまいな場合は除く。	AAA
2.4.10 セクション見出しの達成基準	セクション見出しを用いて、コンテンツが整理されている。	AAA

項目	内容	レベル
3 理解可能の原則	情報及びユーザインタフェースの操作は、理解可能でなければならない。	－
3.1 読みやすさのガイドライン	テキストのコンテンツを読みやすく理解可能にする。	－
3.1.1 ページの言語の達成基準	それぞれのウェブページのデフォルトの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。	A
3.1.2 一部分の言語の達成基準	コンテンツの一節、又は語句それぞれの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。ただし、固有名詞、技術用語、言語が不明な語句、及びすぐ前後にあるテキストの言語の一部になっている単語又は語句は除く。	AA
3.1.3 一般的ではない用語の達成基準	慣用語及び専門用語を含めて、一般的ではない用法又は限定された用法で使われている単語又は語句の、明確な定義を特定するメカニズムが利用できる。	AAA
3.1.4 略語の達成基準	略語の元の語、又は意味を特定するメカニズムが利用できる。	AAA
3.1.5 読解レベルの達成基準	固有名詞及び題名を取り除いた状態で、テキストが前期中等教育レベルを超えた読解力を必要とする場合は、補足コンテンツ又は前期中等教育レベルを超えた読解力を必要としない版が利用できる。	AAA
3.1.6 発音の達成基準	文脈において、発音が分からないと単語の意味が不明瞭になる場合、その単語の明確な発音を特定するメカニズムが利用できる。	AAA
3.2 予測可能のガイドライン	ウェブページの表示及び挙動を予測可能にする。	－
3.2.1 フォーカス時の達成基準	いずれのコンポーネントも、フォーカスを受け取ったときにコンテキストの変化を引き起こさない。	A
3.2.2 入力時の達成基準	ユーザインタフェースコンポーネントの設定を変更することが、コンテキストの変化を自動的に引き起こさない。ただし、利用者が使用する前にその挙動を知らせてある場合を除く。	A
3.2.3 一貫したナビゲーションの達成基準	ウェブページ式の中にある複数のウェブページ上で繰り返されているナビゲーションのメカニズムは、繰り返されるたびに相対的に同じ順序で出現する。ただし、利用者が変更した場合は除く。	AA
3.2.4 一貫した識別性の達成基準	ウェブページ式の中で同じ機能をもつコンポーネントは、一貫して識別できる。	AA
3.2.5 要求による変化の達成基準	コンテキストの変化は利用者の要求によってだけ生じるか、又は、そのような変化を止めるメカニズムが利用できる。	AAA
3.3 入力支援のガイドライン	利用者の間違いを防ぎ、修正を支援する。	－
3.3.1 エラーの特定の達成基準	入力エラーが自動的に検出された場合は、エラーとなっている箇所が特定され、そのエラーが利用者にテキストで説明される。	A
3.3.2 ラベル又は説明の達成基準	コンテンツが利用者の入力を要求する場合は、ラベル又は説明文が提供されている。	A
3.3.3 エラー修正の提案の達成基準	入力エラーが自動的に検出され、修正方法を提案できる場合、その提案が利用者に提示される。ただし、セキュリティ又はコンテンツの目的を損なう場合は除く。	AA
3.3.4 エラー回避(法的、金融及びデータ)の達成基準	利用者にとって法律行為若しくは金融取引が生じる、利用者が制御可能なデータストレージシステム上のデータを変更若しくは削除する、又は利用者が試験の解答を送信するウェブページでは、次に示す事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) <u>取消</u> 送信を取り消すことができる。 b) <u>チェック</u> 利用者が入力したデータの入力エラーがチェックされ、利用者には修正する機会が提供される。 c) <u>確認</u> 送信を完了する前に、利用者が情報の見直し、確認及び修正をするメカニズムが利用できる。	AA
3.3.5 ヘルプの達成基準	コンテキストに応じたヘルプが利用できる。	AAA
3.3.6 エラー回避(全ての)の達成基準	利用者に情報の送信を要求するウェブページでは、次に挙げる事項のうち、少なくとも一つを満たしている。 a) <u>取消</u> 送信を取り消すことができる。 b) <u>チェック</u> 利用者が入力したデータの入力エラーがチェックされ、利用者には修正する機会が提供される。 c) <u>確認</u> 送信を完了する前に、利用者が情報の見直し、確認及び修正をするメカニズムが利用できる。	AAA
4 堅ろう(牢)の原則	コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザエージェントが確実に解釈できるように十分に堅(ろう)牢でなければならない。	－
4.1 互換性のガイドライン	現状及び将来の、支援技術を含むユーザエージェントとの互換性を最大にする。	－
4.1.1 構文解析の達成基準	マークアップ言語を用いて実装されているコンテンツにおいては、要素には完全な開始タグ及び終了タグがあり、要素は仕様に従って入れ子になっていて、要素には重複した属性がなく、どのIDも一意的である。ただし、仕様で認められているものを除く。	A
4.1.2 名前、役割、及び値の達成基準	全てのユーザインタフェースコンポーネント(フォームを構成する要素、リンク、スクリプトが生成するコンポーネントなど)では、名前及び役割は、プログラムによる解釈が可能である。そして、支援技術を含むユーザエージェントが、これらの項目に対する変更通知を利用できる。	A

参考 5-1-2：WCAG 2.1 及び WCAG 2.2 にて追加されている達成基準

注) 以下の表は WAIC が公表している WCAG 2.2 日本語訳を参考に国土交通省で作成したものである。

項目	内容	レベル	備考
1.3 適応可能なガイドライン	情報、および構造を損なうことなく、様々な方法(例えば、よりシンプルなレイアウト)で提供できるようにコンテンツを制作する。	-	-
1.3.4 表示の向きの達成基準	コンテンツは、その表示及び操作を、縦向き又は横向きのような単一のディスプレイの向きに制限しない。ただし、特定のディスプレイの向きが必要不可欠な場合は除く。	AA	WCAG 2.1 で追加
1.3.5 入力目的の特定の達成基準	利用者の情報を集める入力フィールドのそれぞれの目的は、次の場合にプログラムによる解釈が可能である。 a) 入力フィールドが、ユーザインタフェースコンポーネントの入力目的の節で示される目的を提供している。 b) フォーム入力データとして想定される意味の特定をサポートする技術を用いて、コンテンツが実装されている。	AA	WCAG 2.1 で追加
1.3.6 目的の特定の達成基準	マークアップ言語で実装されたコンテンツでは、ユーザインタフェースコンポーネント、アイコン、領域の目的はプログラムによる解釈が可能である。	AAA	WCAG 2.1 で追加
1.4 判別可能なガイドライン	コンテンツを、利用者にとって見やすく、聞きやすいものにする。これには、前景と背景とを区別することも含む。	-	-
1.4.10 リフローの達成基準	コンテンツは、情報又は機能を損なうことなく、かつ、以下において 2 次元スクロールを必要とせずに提示できる。 a) 320CSSピクセルに相当する幅の縦スクロールのコンテンツ。 b) 256CSSピクセルに相当する高さの横スクロールのコンテンツ。 利用や意味の理解に 2 次元のレイアウトを必要とする一部のコンテンツを除く。	AA	WCAG 2.1 で追加
1.4.11 非テキストのコントラストの達成基準	以下の視覚的提示には、隣接した色との間で少なくとも 3:1 のコントラスト比がある。 a) ユーザインタフェースコンポーネント ユーザインタフェースコンポーネント及び状態を特定するのに必要な視覚的な情報。ただし、アクティブではないユーザインタフェースコンポーネントや、そのコンポーネントの見た目がユーザエージェントによって提示されていてコンテンツ制作者が変更していない場合は除く。 b) グラフィカルオブジェクト コンテンツを理解するのに必要なグラフィック部分。ただし、そのグラフィック特有の提示が、情報を伝えるうえで必要不可欠な場合は除く。	AA	WCAG 2.1 で追加
1.4.12 テキストの間隔の達成基準	以下のテキストスタイルプロパティをサポートするマークアップ言語を用いて実装されているコンテンツにおいては、以下をすべて設定し、かつ他のスタイルプロパティを変更しないことによって、コンテンツ又は機能の損失が生じない。 a) 行の間隔(行送り)をフォントサイズの少なくとも1.5倍に設定する b) 段落に続く間隔をフォントサイズの少なくとも2倍に設定する c) 文字の間隔(字送り)をフォントサイズの少なくとも0.12倍に設定する d) 単語の間隔をフォントサイズの少なくとも0.16倍に設定する 例外: テキスト表記においてこれらのテキストスタイルプロパティの一つ以上を使用しない自然言語及び文字体系では、その言語と文字体系の組み合わせに存在するプロパティだけを用いて、この達成基準に適合することができる。	AA	WCAG 2.1 で追加
1.4.13 ホバー又はフォーカスで表示されるコンテンツの達成基準	ポインタホバー又はキーボードフォーカスを受け取ってから外すことで、追加コンテンツを表示させてから非表示にさせる場合は、以下の要件を全て満たす。 a) 非表示にすることができる ポインタホバー又はキーボードフォーカスを動かさずに追加コンテンツを非表示にするメカニズムが存在する。ただし、追加コンテンツが入力エラーを伝える場合や、他のコンテンツを不明瞭にしたり置き換えたりしない場合は除く。 b) ホバーすることができる ポインタホバーによって追加コンテンツを表示させることができる場合、その追加コンテンツを消すことなく、ポインタを追加コンテンツ上で動かすことができる。 c) 表示が継続される ホバーやフォーカスが解除される、利用者が非表示にする、又はその情報が有効でなくなるまでは、追加コンテンツが表示され続ける。 例外: 追加コンテンツの視覚的提示がユーザエージェントによって制御されていて、かつコンテンツ制作者が変更していない場合は例外とする。	AA	WCAG 2.1 で追加
2 操作可能な原則	ユーザインタフェースコンポーネント及びナビゲーションは、操作可能でなければならない。	-	-
2.1 キーボード操作可能なガイドライン	全ての機能をキーボードから利用できるようにする。	-	-
2.1.4 文字キーのショートカットの達成基準	文字(大文字と小文字を含む)、句読点、数字、又は記号のみを使用したキーボードショートカットがコンテンツに実装されている場合、少なくとも次のいずれかを満たしている。 a) 解除 ショートカットを解除するメカニズムが利用できる。 b) 再割当て 一つ以上のキーボードの非印字キー(例えば Ctrl、Alt)を含むようにショートカットを再割当てするメカニズムが利用できる。 c) フォーカス中だけの有効化 ユーザインタフェースコンポーネントのキーボードショートカットは、そのコンポーネントがフォーカスをもっているときのみに有効になる。	A	WCAG 2.1 で追加
2.2 十分な時間のガイドライン	利用者がコンテンツを読み、かつ、使用するために十分な時間を提供する。	-	-
2.2.6 タイムアウトの達成基準	データの損失を引き起こす恐れのある利用者の無操作の残り時間が警告される。ただし、利用者が20時間以上何もしなくてもデータが保持される場合は、この限りではない。	AAA	WCAG 2.1 で追加
2.3 発作の防止のガイドライン	発作や身体的反応を引き起こすようなコンテンツを設計しない。	-	-
2.3.3 インタラクションによるアニメーションの達成基準	アニメーションが、機能又は伝達されている情報に必要な不可欠でない限り、インタラクションによって引き起こされるモーションアニメーションを無効にできる。	AAA	WCAG 2.1 で追加

項目	内容	レベル	備考
2.4 ナビゲーション可能なガイドライン	利用者がナビゲートしたり、コンテンツを探し出したり、現在位置を確認したりすることを手助けする手段を提供する。	-	-
2.4.11 隠されないフォーカス（最低限レベル）の達成基準	ユーザインタフェースコンポーネントがキーボードフォーカスを受け取るとき、コンテンツ制作者が作成したコンテンツによって、そのコンポーネントの全体が隠されるようなことがない。	AA	WCAG 2.2で追加
2.4.12 隠されないフォーカス（高度レベル）の達成基準	ユーザインタフェースコンポーネントがキーボードフォーカスを受け取るとき、コンテンツ制作者が作成したコンテンツによって、そのコンポーネントのどの部分も隠されることがない。	AAA	WCAG 2.2で追加
2.4.13 フォーカスの外観の達成基準	キーボードのフォーカスインジケータが視覚的に表示される場合、フォーカスインジケータの領域が以下の全てを満たす。 a) フォーカスされていないコンポーネント又はサブコンポーネントの、太さ 2 CSS ピクセルの外周の領域と同等以上の大きさである。 b) フォーカスされている状態とフォーカスされていない状態との間で、同一ピクセルに少なくとも 3:1 のコントラスト比がある。 例外: ・フォーカスインジケータがユーザエージェントによって決定され、かつコンテンツ制作者が調整できない場合。 ・コンテンツ制作者がフォーカスインジケータ及びそのインジケータの背景色を変更していない場合。	AAA	WCAG 2.2で追加
2.5 入力モダリティのガイドライン	利用者がキーボード以外の様々な入力を通じて機能进行操作しやすくする。	-	-
2.5.1 ポインタのジェスチャの達成基準	マルチポイント又は軌跡ベースのジェスチャを使って操作する機能はすべて、軌跡ベースのジェスチャなしのシングルポイントで操作することができる。ただし、マルチポイント又は軌跡ベースのジェスチャが必要不可欠である場合は例外とする。	A	WCAG 2.1で追加
2.5.2 ポインタのキャンセルの達成基準	シングルポイントを使って操作できる機能は、以下の要件の少なくとも一つを満たす。 a) <u>ダウンイベントがない</u> 機能を実行する目的でポインタのダウンイベントを使用していない。 b) <u>中止又は元に戻すことができる</u> 機能の完了にはアップイベントを使用し、かつ機能の完了前に中止する、又は機能の完了後に元に戻すためのメカニズムが利用できる。 c) <u>アップイベントで反転</u> アップイベントによって、先のダウンイベントのすべての結果が反転する。 d) <u>必要不可欠</u> ダウンイベントによって機能を完了させることが必要不可欠である。	A	WCAG 2.1で追加
2.5.3 ラベルを含む名前の達成基準	ユーザインタフェースコンポーネントがテキスト又は文字画像を含むラベルを持つ場合、視覚的に提示されたテキストが名前に含まれている。	A	WCAG 2.1で追加
2.5.4 動きによる起動の達成基準	デバイスの動き又は利用者の動きで操作できる機能は、ユーザインタフェースコンポーネントでも操作でき、かつ偶発的な起動を防ぐために動きへの反応を無効化することができる。ただし、次の場合は除く。 a) <u>サポートされたインタフェース</u> アクセシビリティ サポートドなインタフェースを通じて機能を操作するために動きが用いられる。 b) <u>必要不可欠</u> その機能にとって動きが必要不可欠であり、この達成基準に従うと動作を無効化してしまう。	A	WCAG 2.1で追加
2.5.5 ターゲットのサイズ（高度レベル）の達成基準	ポインタ入力のターゲットのサイズは、少なくとも 44 × 44 CSS ピクセルである。ただし、次の場合は除く。 a) <u>同等</u> ターゲットと同等のリンク又はコントロールが同じページに 44 × 44 CSS ピクセル以上のサイズで存在する。 b) <u>インライン</u> ターゲットが文中、又はテキストブロック内に存在する。 c) <u>ユーザエージェントのコントロール</u> ターゲットのサイズがユーザエージェントによって決定され、かつコンテンツ制作者によって変更されていない。 d) <u>必要不可欠</u> そのターゲットを特定の方法で提示することが、伝達される情報において必要不可欠である。	AAA	WCAG 2.1で追加
2.5.6 入力メカニズムの共存の達成基準	プラットフォームで提供されている入力モダリティの使用を、ウェブコンテンツが制限しない。ただし、その制限が必要不可欠な場合、コンテンツのセキュリティのために必要な場合、又は利用者による設定を尊重するうえで必要な場合は例外とする。	AAA	WCAG 2.1で追加
2.5.7 ドラッグ動作の達成基準	操作にドラッグ動作を用いる全ての機能は、ドラッグなしのシングルポイントで完遂できる。ただし、ドラッグが必要不可欠である、又はその機能がユーザエージェントによって決定され、かつコンテンツ制作者によって変更されない場合は除く。	AA	WCAG 2.2で追加
2.5.8 ターゲットのサイズ（最低限レベル）の達成基準	ポインタ入力のターゲットのサイズは、少なくとも 24 × 24 CSS ピクセルである。ただし、次の場合は除く。 a) <u>間隔</u> 複数の小さなターゲット（24 × 24 CSS ピクセル未満のもの）が配置されており、それぞれの境界ボックスの中心に直径 24 CSS ピクセルの円があるとした場合に、その円が別のターゲットと重なる、又は別の小さなターゲットの円と重ならない。 b) <u>同等</u> その機能は、この達成基準を満たす同一ページ上の別のコントロールを通じて達成できる。 インライン: ターゲットが文中に存在する、又は、そのサイズがターゲット以外のテキストに対する行の高さによって制約されている。 c) <u>ユーザエージェントのコントロール</u> ターゲットのサイズがユーザエージェントによって決定され、かつコンテンツ制作者によって変更されていない。 d) <u>必要不可欠</u> そのターゲットを特定の方法で提示することが、必要不可欠である、又は伝達される情報に対して法的に要求されている。	AA	WCAG 2.2で追加

項目	内容	レベル	備考
3 理解可能の原則	情報及びユーザインタフェースの操作は、理解可能でなければならない。	-	-
3.2 予測可能のガイドライン	ウェブページの表示及び挙動を予測可能にする。	-	-
3.2.6 一貫したヘルプの達成基準	ウェブページが次のヘルプのメカニズムのいずれかを含み、かつ、それらのメカニズムがウェブページ式の中にある複数のウェブページで繰り返されている場合、他のページコンテンツに対して相対的に同じ順序で出現する。ただし、変更が利用者によって行われた場合は除く。 a) 人間への連絡先 b) 人間への連絡メカニズム c) 自己解決のためのオプション d) 完全に自動化された連絡メカニズム	A	WCAG 2.2で追加
3.3 入力支援のガイドライン	利用者の間違いを防ぎ、修正を支援する。	-	-
3.3.7 冗長な入力項目の達成基準	以前に利用者によって入力された、又は利用者に対して提供された情報であって、同一のプロセスにおいて再入力する必要がある情報は、次のいずれかである。 a) 自動入力される。 b) 利用者が選択可能である。 ただし、次の場合は除く: ・情報の再入力が必要不可欠である。 ・その情報がコンテンツのセキュリティを確保するために必要である。 ・以前に入力された情報が無効になっている。	A	WCAG 2.2で追加
3.3.8 アクセシブルな認証(最低限レベル)の達成基準	認知機能テスト(パスワードを記憶する、パズルを解く、など)は、認証プロセスのどのステップにおいても要求されない。ただし、そのステップが次の少なくとも一つを提供する場合は除く。 <u>a) 代替手段</u> 認知機能テストに依存しない別の認証方法がある。 <u>b) メカニズム</u> 認知機能テストを利用者が完遂できるように支援するメカニズムが利用できる。 <u>c) 物体の認識</u> 認知機能テストは、物体を認識させるものである。 <u>d) 個人特有のコンテンツ</u> 認知機能テストは、その利用者本人がウェブサイトに提供した非テキストコンテンツを識別させるものである。	AA	WCAG 2.2で追加
3.3.9 アクセシブルな認証(高度レベル)の達成基準	認知機能テスト(パスワードを記憶する、パズルを解く、など)は、認証プロセスのどのステップにおいても要求されない。ただし、そのステップが次の少なくとも一つを提供する場合は除く。 <u>a) 代替手段</u> 認知機能テストに依存しない別の認証方法がある。 <u>b) メカニズム</u> 認知機能テストを利用者が完遂できるように支援するメカニズムが利用できる。	AAA	WCAG 2.2で追加
4 堅ろう(牢)の原則	コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザエージェントが確実に解釈できるように十分に堅ろう(牢)でなければならない。	-	-
4.1 互換性のガイドライン	現状及び将来の、支援技術を含むユーザエージェントとの互換性を最大にする。	-	-
4.1.3 ステータスメッセージの達成基準	マークアップ言語を使って実装されたコンテンツでは、ステータスメッセージは、役割(role)又はプロパティを通してプログラムによる解釈が可能であり、フォーカスを受けとらなくても支援技術によって利用者に提示することができる。	AA	WCAG 2.1で追加

この他、WCAG 2.2 では達成基準 4.1.1 が削除となっているが、現行の JIS X 8341-3:2016 では有効であることから、ここでは取り扱わない。

(コラム 5-1-1) JIS X 8341-3:2016

JIS X 8341-3 (『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ』) は、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、携帯端末などを用いて利用されるコンテンツ、電子マニュアルなどブラウザ等を介して利用者に提供されるあらゆるコンテンツを対象とし、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的としている。ウェブアクセシビリティの確保は、障害者のためだけの配慮ではない。ウェブサイト等の見やすさや分かりやすさを向上することは、情報の収集が困難な障害者の他にも、より多くの人にとって効果のあるものである。

~~また、~~ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準として、レベル A、レベル AA、レベル AAA の 3 つのレベルが定められている。「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省) では、公的機関に対してレベル AA に準拠することとされている。

なお、JIS X 8341-3:2016 は、国際的な標準である「[Web Content Accessibility Guidelines \(WCAG\) 2.0*](#)」がそのまま国際規格として採用された「ISO/IEC 40500:2012」の内容と一致している。

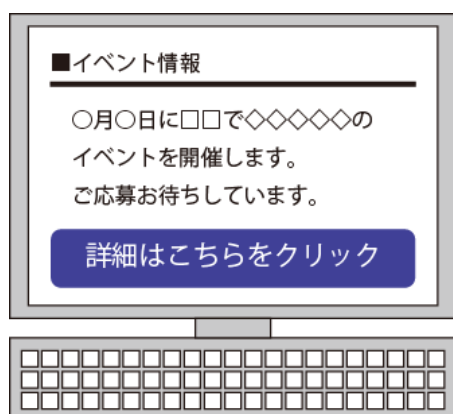
[WCAG 2.0](#) は技術に依存しない検証可能なものとして記述されているため、その一致規格である JIS X 8341-3:2016 ~~でも~~改善に関する具体的な技術手法は示されていないが、WCAG 2.0 解説書においてでは、改善の意図や技術的な手法について参照することができる (WCAG 関連文書はウェブアクセシビリティ基盤委員会が日本語翻訳版を提供しているので参照のこと。)

~~また、~~ウェブアクセシビリティに初めて取り組む方に向けた「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」がデジタル庁より公開されており、ウェブアクセシビリティについての考え方や、取り組み方のポイント、対象となる障害や課題の例などが紹介されているので、必要に応じて参照することが望ましい。

[2025 年 5 月時点で、ISO/IEC 40500 を WCAG 2.2 相当に改訂する手続きが進められており、JIS X 8341-3 についても一致する内容に改正されることが見込まれる。](#)そのため、WCAG 2.0 以降に新たに追加・改善された内容は、認知又は学習障害のある利用者、ロービジョンの利用者、モバイルデバイス上の障害のある利用者に対するアクセシビリティの改善に有用であることから、JIS X 8341-3 改正版への準拠のための準備とあわせて、WCAG 2.2 への対応を順次進めておくことが望ましい。

■ウェブアクセシビリティに関わる主な問題例

ウェブサイトのイメージ図



~~画像が何を意味しているのかを音声読み上げソフトの利用者等に伝える説明文(代替テキスト)が無い。~~

~~イメージ図の事例では「詳細はこちらをクリック」のボタンが画像のみとなっている。~~

~~視覚障害者が音声読み上げソフトでページを読む場合に、画像に書かれた内容が伝わらない。~~

JIS X 8341-3:2016 では改善に関する具体的な技術手法は示されていないが、WCAG2.0[※]解説書では、改善の意図や技術的な手法について参照することができる。

※「WCAG2.0」は、インターネットに関する技術開発と「WCAG」は、ウェブ技術の標準化を行っている国際的団体である W3C (World Wide Web Consortium) が、ウェブアクセシビリティを確保することを目的として策定したガイドラインである。なお、WCAG 2.0 発行後、WCAG 2.1 及び WCAG 2.2 が発行されているが、WCAG 2.1 以降に新たに追加された内容は JIS X 8341-3:2016 には含まれていない。

【ウェブアクセシビリティ基盤委員会 (WAIC)】

URL : <https://waic.jp/>

【WCAG 2.0 日本語翻訳版 (WAIC)】

URL : <https://waic.jp/translations/WCAG20/Overview.html>

【WCAG 2.0 解説書 - 日本語翻訳版 (WAIC)】

URL : <https://waic.jp/translations/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>

【WCAG 2.2 日本語翻訳版 (WAIC)】

URL : <https://waic.jp/translations/WCAG22/>

【ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック (デジタル庁)】

URL : <https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>

【みんなの公共サイト運用ガイドライン (総務省)】

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

参考 5-1-3：PDF のアクセシビリティ対応について

PDF (Portable Document Format)は電子文書のファイル形式の一つで、閲覧するデバイスや OS などの環境に依存せずに一定の表示を行えるなどの優れた面があり、情報の公開や印刷用ファイルの提供などの用途を中心に幅広く利用されている。ウェブにおいてもお知らせ・パンフレット・各種の書類等の文書の公開などを目的に幅広く利用されているが、ウェブサイト内で PDF を利用する場合には HTML などを使用して作成される他のウェブコンテンツと同様に JIS X 8341-3:2016 に則ったアクセシビリティ対応が必要になる。

PDF ファイルのアクセシビリティ対応を行う方法は、WCAG 達成方法集における PDF の達成方法に加えて、オフィス文書や PDF ファイル作成を行うアプリケーションのベンダーから情報提供が行われている（※）。例えば、単純なレイアウトのお知らせ文書などであれば、見出しの設定、文書内で利用されている画像への代替テキストの提供などによる構造化を行うことで、比較的容易にアクセシブルな PDF を提供することが可能になる場合がある。

一方で、複雑なレイアウトを用いた文書や、画像を多用したパンフレット等のアクセシビリティ対応を行うためには、PDF の編集用ツール等を用いてアクセシビリティ対応作業を行う必要があり、作業の難易度・作業量の双方の面に対応が難しくなるだけでなく、すべての達成基準を満たすことが難しい場合も存在する。特に、画像や文書をスキャンして作成された PDF の場合には、アクセシビリティ対応が困難であったり、非常に手間がかかったりする場合が多いため注意が必要となる。

この様な問題を避けるため、複雑なレイアウトを用いる必要がある情報・文書などについては、あらかじめアクセシブルな HTML として準備することが望ましい。また、印刷も念頭においたパンフレットの公開など PDF の利用が避けられない場合にも、同等の情報・機能を提供するアクセシブルな HTML 版を用意することでアクセシビリティ対応を円滑に進めることが出来る。

また、既に公開済みの PDF ファイルなどについて、短期間でのアクセシビリティ対応が困難な場合も想定される。この様な場合は、すぐに PDF ファイルを削除するのではなく、ウェブサイトのアクセシビリティ方針などにおいて今後の対応の方針を定めると共に、みんなの公共サイト運用ガイドラインで示されている代替手段の例（下記に抜粋）なども参考に、出来る限り代替手段を提供するようにすることが望ましい。

【代替手段の例】

- PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成する。
- PDF で提供されている内容に関する問い合わせ先を明記する。
- PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルを掲載する。

※ PDF ファイルのアクセシビリティ対応に関する情報をまとめた参考資料がウェブアクセシビリティ基盤委員会から公開されているので参照するとよい。

【アクセシビリティ関連参考資料（WAIC）】

URL： <https://waic.jp/resource/>

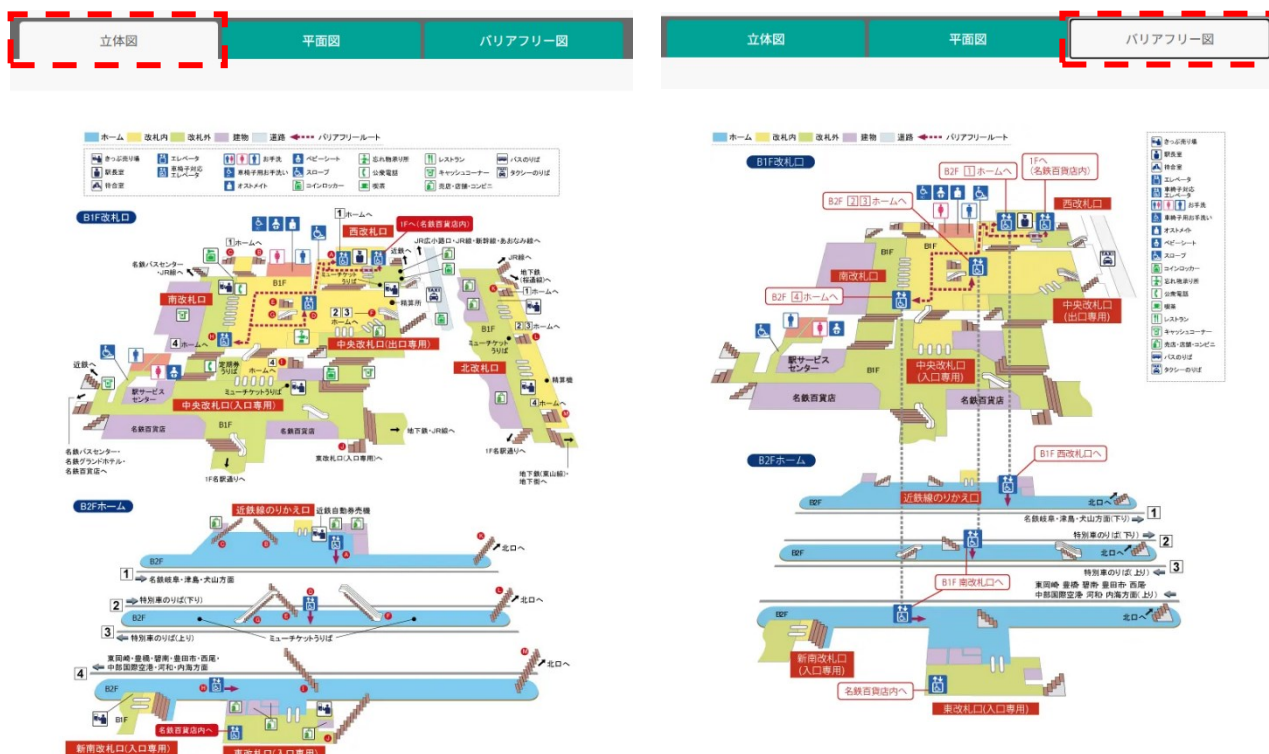
参考 5-1-4： テキスト情報により移動等円滑化経路を案内している事例

バリアフリー情報	
○ 東山線	
車いすをご使用の方のホームから地上までの経路	
1	東山線ホームからエレベーター（EV.3）にて北改札口へ エレベーターに近い乗降位置は、高畑方面2番、藤が丘方面18番
2	東山線ホームからエレベーター（EV.6）にて中改札口へ エレベーターに近い乗降位置は、高畑方面17番、藤が丘方面18番 中改札口を出て、エレベーター（EV.4）にて地上へ（名古屋駅交差点ロータリー西側） 又は、JPタワー名古屋、JRゲートタワー、大名古屋ビルディング、名古屋ルーセントタワー（時間制限あり）、ミッドランドスクエアのエレベーターにて地上へ

出典：名古屋市交通局ホームページ

参考 5-1-5： 目的別に構内図を掲示している事例

- ・名古屋鉄道名古屋駅では、立体図、平面図、バリアフリー図の3種類の構内図を掲示し、バリアフリー図ではエレベーターやトイレ等に情報を限定するなど、視認性の向上を図っている。



出典：名古屋鉄道ホームページ

~~（コラム 5-1-2）参考 5-1-6：~~スマートフォン／タブレット向けアプリケーションのアクセシビリティについて

近年、スマートフォン／タブレットの普及に伴い、多くの情報や機能がスマートフォン／タブレット向けアプリケーション（以下、アプリ）を介して提供されている。これらのアプリのアクセシビリティ対応については、~~JIS X 8341-3 に相当するに関する~~規格やガイドラインはまだ存在していないが、JIS X 8341-3 や WCAG 2.2 を参考にアクセシビリティ対応を進めることが出来る。また、主要なプラットフォームにおけるアクセシビリティ対応に関する情報が開発者向けに提供されている。おり、公共交通事業者等が各種の情報や機能についてアプリを介して提供する場合には、これらの情報を参照し、高齢者や障害者等を含めた誰もが利用しやすいアプリとすることが望ましい。

【参考】

~~・iOS でのアクセシビリティ：~~

~~<https://developer.apple.com/jp/accessibility/ios/>~~

~~・Accessibility overview (Android Developers ガイド)：~~

~~<https://developer.android.com/guide/topics/ui/accessibility/index.html>~~

・アクセシブルなアプリの構築 (Apple Developer ガイド)：

<https://developer.apple.com/jp/accessibility/>

・誰にとっても使いやすいアプリを作成する (Android Developers ガイド)：

<https://developer.android.com/guide/topics/ui/accessibility?hl=ja>

令和 6 年度第 2 回基準等検討会の論点整理表

	課題等	対応
1	現状、設備の情報は図や写真で示されることが多いので、どういう場所にその設備があるのか文字情報で補うよう盛り込んでほしい。	・移動等円滑化された経路のテキスト案内について、参考5-1-4にて好事例を紹介する。 ・今後新しい技術が開発された際には適宜ガイドラインへの記載を検討する。
2	車両に関する情報も記載してほしい。編成両数が異なるものが停車するか、両数が短いものはどちら寄りに停車するか、ある駅からはドアの開閉ボタンを押して乗降する場合などの情報は視覚障害者がわかる形で提供されていないことが多い。	・乗降場、車両及び昇降設備等との位置関係について情報提供をすることが望ましいとする。 ・ドアの開閉ボタンについては車両又は乗降場からの案内放送が適切と考え、ウェブサイトガイドラインの改訂には盛り込まないこととする。
3	階段を降りたところは何号車の前なのか、階段から何メートル行けばトイレなのかといった情報を提供してほしい。	
4	編成両数やホームでの停車位置についても情報を提供してほしい。	
5	遅延情報、エレベーター等の点検情報といったリアルタイムの情報を反映するというのが重要	・リアルタイム情報（運行情報、工事・点検予定情報等）を提供することが望ましいとする。
6	例えばタブレットを設置して無人改札であることを知らせるような案内表示や「（タブレット画面上の）このボタンを押してください」といった視覚障害者にはアクセスできない案内表示を行っているようなケースがある。ウェブアクセシビリティの規定だけではそのようなケースでの情報提供が保障されないということになる。	・案内表示に関することであるため、ウェブサイトガイドラインの改訂には盛り込まず、別の会議体での検討事項とする。
7	どこに連絡すればよいのか分からないことがあるので、連絡先を明記してほしい。	・問い合わせ先についてバリアフリー情報のページからアクセスしやすい位置に記載することが望ましいとする。
8	特にバス関係では、ターミナルでの乗り場までの行き方、時刻表、系統など、情報を取りにくい場面が多々ある。	・情報が輻輳する場合には目的別の構内図やインタラクティブマップ等を作成することが望ましいと記載する。 ・時刻表についてはJIS X 8341及びWCAG2.2へ適合することが望ましいことをもって代えさせていただく。
9	文字情報については、長文の文章理解が難しいので、漢字にルビを振る、できるだけ簡潔な文章で必要な情報がみてとれるような配慮が必要である。	・ウェブアクセシビリティ導入ガイドブックにて代替テキストは長くとも 8 0 文字程度とする旨記載があることをもって代えさせていただく。
10	階層の深さなど、適切なものをガイドラインで提示してほしい。	・目次やページトップボタン、メニューボタン等を配置することが望ましいとする。 ・調査については今後の動向を見て、機会をとらえて実施する。 ・適切な階層については、機会をとらえて検討する。
11	バリアフリーに関する情報が施設ごとに異なる場合がある。各社で検討するのは難しいのでユーザーがどのようなものを欲しているかガイドラインで整理して提示してほしい。	・本文への記載内容をもってニーズのある情報とする。
12	アプリへの対応については少なくともコラムで対応が必要な旨を記載したい。	・コラム5-1-2の記載の充実及びコラムを参考に變更し、ガイドライン本文にも記載する。
13	適合性評価については、JISに対する試験の実施のガイドライン があり、これに沿って試験することで一定の品質は担保できるようになる。取組み状況を評価したり確認したりするためには有用なツールなので、試験についても内容に取り込んでいければと考えている。	・ウェブアクセシビリティについての取り組み方のポイントについては、ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック参照するようにコラム5-1-1に記載する。
14	文字情報は長いとわかりづらいので、短く簡潔にという点は重要かと思う。	・No,9の対応と同様。
15	文字情報だけでなく、情報をクリックすると手話の説明動画が出てくるとわかりやすい。	・今後ウェブサイト上で手話での案内を行う例が出てきた際には事例を紹介する。
16	筆談などで対応してくれる案内所があるならその情報も記載してほしい。	・移動等円滑化基準において、勤務するものを置かない案内所を除き文字により意思疎通を図る設備を置くこととしている。